

令和4年死亡災害発生状況(確定)

和歌山労働局

死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災害発生状況
1	橋本	2月	建設業	墜落・転落	不整地運搬車	60歳台	運転者	30年以上 35年未満	道路工事現場において、最大積載量1トン以上の不整地運搬車に土砂を載せ、斜度25度から30度の仮設道を下っていたところ同車が横転し、そのまま運転者が同車とともに仮設道端から転落したものの。
2	和歌山	4月	建設業	はさまれ・巻き込まれ	エレベーター	40歳台	電工	20年以上 25年未満	配膳用エレベーターの1階ビット内で調整作業中、被災者の指示により、4階にいた同僚作業者が4階への昇降ボタンを押したが、搬器が4階に上がってこないため、おかしいと思い1階の扉を開けビット内を確認したところ、カウンターウエイトと昇降路壁の間に挟まれている被災者を発見したものの。
3	橋本	6月	運輸交通業	はさまれ・巻き込まれ	フォークリフト	50歳台	運転者	20年以上 25年未満	配送先でトレーラートラックのエンジンがかからなくなったため、他社所属のフォークリフト運転者に当該トラックのヘッド車をフォークリフトでけん引してトレーラーから離すよう頼んだ。フォークリフトのアクセルを何度も踏み込むも、ヘッド車は前へ進まなかったところ、何らかの理由でフォークリフトが後退し、フォークリフトの後ろに居た被災者がヘッド車との間に挟まれたものの。
4	和歌山	6月	製造業	激突され	クレーン	50歳台	作業員	1年以上 2年未満	工場内の部材置き場で、クレーンを用い圧延機用ロールに部材を取付作業中、ロールが架台(高さ約80cm)から落下し、隣で別のロールの整備作業を行っていた被災者に激突、当該ロールと整備をしていたロールとの間に挟まれたものの。
5	新宮	7月	水産業	おぼれ	水	20歳台	作業員	1年以上 2年未満	海上で釣り客が落とした日よけの parasol を拾うため、被災者が素潜りで parasol を探しに行った。しばらくして被災者が浮上してこないことを不審に思った同僚が助けを呼び、その後駆け付けたダイバーが海底を確認したところ、水深16メートルの海底で横たわっている被災者を発見したものの。
6	和歌山	8月	警備業	交通事故(道路)	バイク	70歳台	建設現場誘導員	15年以上 20年未満	工事に伴う交通誘導業務従事後、昼休憩に近くのコンビニエンスストアへ原動機付自転車で移動中、信号機のない交差点にて、自動車と出会い頭に衝突し、転倒したものの。
7	和歌山	8月	建設業	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	30歳台	作業員	6か月未満	足場組立てのため、足場資材をトラックの荷台から組立て作業員に手渡す作業を行っていたが、15:00頃に気分が悪くなったとの申出があり、30分程度クーラーの効いた車内で休憩させた後、会社に送りしばらく横になっていたが容体が悪化、16:00時頃に救急車で病院に搬送され、治療を受けるも19:00頃に死亡が確認されたものの。
8	御坊	10月	林業	激突され	集材機械	50歳台	作業員	20年以上 25年未満	皆伐作業現場内において、グラブ機のブーム下部に装備されているウインチを使用し、当該機械より上方の斜面に倒れていた伐木を林道に引き出す作業中、伐木にワイヤーを掛けてウインチを巻き上げたところ、ワイヤーが伐木からはずれ、斜面を滑って落ちてきた伐木が、ドアを開けたままにしていた運転席に突入して被災者に激突したものの。
9	和歌山	12月	製造業	墜落・転落	階段	60歳台	建具工	50年以上	被災者が製品(木製ドア、幅約90cm×高さ約180cm、重量約7kg)を持って階段を2階へ上がっていたところ、誤って階段から転落したものの。
10	和歌山	12月	製造業	はさまれ・巻き込まれ	その他の装置、設備	50歳台	作業員	35年以上 40年未満	木くず集塵装置内に木くずが溜まったことを示す警告が出たため、被災者が点検口を開放して木くずの清掃作業を行っていたところ、装置内の回転する2本のスクリーに体の一部を巻き込まれ、集塵装置内に引きずり込まれたものの。